カトリック中央協議会
災害対応に関する細則

〈総則〉

第１条　日本カトリック司教協議会の災害対応規程「第２条」に拠って、大規模災害時に備えて中央協議会内に常設される「復興支援室」の運用の詳細を定める。

〈復興支援室の人事措置〉

第２条　中央協議会事務局長は、常設される復興支援室のために平時から、電話メール受付対応・広報・会計・ＩＴ対応・翻訳対応・募金対応等を担当する職員を決めておく。

２　中央協議会事務局長は、発災時に復興支援室に配属される職員を招集し、復興支援室を始動させる。なお、必要に応じて、復興支援室配属職員の１名を室長とすることができる。

〈緊急対応支援チーム：ERST〉（Emergency Response Support Team）

第３条　大規模災害時には、被災教区からの支援要請を受けて、支援活動を専門的にサポートする緊急対応支援チーム（以下、ERST）が復興支援室に招集される。

２　中小規模の災害時には、ERST の判断で被災教区に支援を申し出ることができる。

（参照『災害対応マニュアル・対応編』３ページ）

.

〈復興支援室の任務〉

第４条　復興支援室は、発災時、任命された復興支援担当司教の指揮のもと、被災教区を支援する各教区、関連団体による被災教区への支援が円滑に行われるよう連携調整を行う。

２　復興支援室が行う連携調整とは、以下の事項である。

１）各管区、教区、修道会、各種団体がそれぞれの力を有効かつ有機的に活用できるよう調整する。

２）後方の祈りや支援活動の情報を被災現場に伝え続ける。

３　復興支援室は、被災教区の通常業務が麻痺しないように配慮する。

〈情報インフラ整備と多言語対応〉

第５条　発災時に、緊急支援などの必要な情報へのアクセスが困難な人々のための情報提供を目的とした情報インフラのオペレーションができる IT 専門家（スタッフ）を協力者として、中央協議会外に確保しておく。

２　被災地で生起している情報を多言語で、オンタイム発信するために、多言語対応するためのスタッフ（翻訳者）のネットワークを構築しておく。

〈緊急支援後の支援計画〉

第６条　復興支援室は、発災時の緊急フェーズの終了後の先を見越した支援内容について被災教区と調整し、常任司教委員会に提出する。

〈復興支援室の業務終了〉

第７条　復興支援担当司教は、復興支援の業務が終了したと判断された時、司教協議会会長に具申し、司教総会で業務終了と報告を行い、任を解かれる。

〈予備訓練〉

第８条　中央協議会事務局長は、年に一回、復興支援室の予備訓練を実施する。

２　中央協議会事務局長は、臨時復興支援室候補の教区と常時連携し、発災時に速やかな始動できるようにする。

〈附則〉

１．本細則は、日本カトリック司教協議会　常任司教委員会（宗教法人カトリック中央協議会・責任役員会）において承認され、変更する場合も常任司教委員会での承認を必要とする。

以上

〈付記〉

１　本細則は、2022 年 2 月 17 日の日本カトリック司教協議会　臨時常任司教委員会（宗教法人カトリック中央協議会・責任役員会）で承認され、同日から施行される。